

平成 27 年 3 月 25 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 国税不服審判所の裁決に対する取消等請求事件

判 決

原告 医療法人社団 X

被告 国

処分行政庁 東京国税局長

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 国税不服審判所長が原告に対し平成 26 年 4 月 3 日付けでした裁決（東裁（諸）平成 25 第 102 号。以下「本件裁決」という。）を取り消す。
- 2 東京国税局長が別紙物件目録記載の各不動産（以下「本件各不動産」という。）について平成 24 年 11 月 26 日付けでした公売公告（以下「本件公売公告」という。）を取り消す。
- 3 東京国税局長が本件各不動産について平成 26 年 5 月 14 日付けでした本件公売公告における売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更する旨の公売公告（以下「本件変更公売公告」という。）を取り消す。
- 4 東京国税局長が本件各不動産について平成 26 年 5 月 26 日付けでした株式会社 A（以下「A」という。）に対する売却決定（以下「本件売却決定」という。）を取り消す。

第 2 事案の概要

本件は、原告が、原告の所有していた本件各不動産についての公売の手續に
関し、①本件公売公告（前記第1の2参照）、②本件公売公告についての原告
による審査請求を棄却する旨の本件裁決（前記第1の1参照）、③本件公売公
告における売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更する旨の本件変更公
売公告（前記第1の3参照）並びに④買受人に対する本件売却決定（前記第1
の4参照。以下、上記①から④までをまとめて「本件各処分等」という。）に
はいずれも違法があると主張して、本件各処分等の取消しを求める事案である。

1 関連法令の定め

- （1） 国税徴収法（以下「徴収法」という。）94条1項は、税務署長は、差
押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない旨を定める。
- （2） 徴収法95条1項は、税務署長は、差押財産を公売に付するときは、原
則として、公売の日の少なくとも10日前までに、同項各号に掲げる事項
を公告しなければならない旨を定める。
- （3） 徴収法113条1項は、税務署長は、不動産等を換価に付するときは、
原則として、公売期日等から起算して7日を経過した日において最高価申
込者に対して売却決定を行う旨を定める。
- （4） 徴収法115条1項は、換価財産の買受代金の納付の期限は、原則とし
て、売却決定の日とする旨を定める。
- （5） 徴収法116条1項は、買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を
取得する旨を定める。
- （6） 徴収法184条は、国税通則法（以下「通則法」という。）43条3項
若しくは44条1項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又
は徴収法182条2項若しくは3項若しくは同法183条3項の規定によ
り国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合における同法（159条2項、
173条、182条及び183条を除く。）の規定の適用については、「税
務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする

旨を定める。

2 前提事実（後掲の証拠により認められる。なお、（７）及び（８）の各事実はいずれも当裁判所に顕著である。）

（１） 原告は、平成２４年１１月２６日当時、本件各不動産を所有していた（乙４の１・２）。

（２） 東京国税局長は、平成２４年１１月２６日付けで、本件公売公告をした（甲１、乙１）。

（３） 原告は、東京国税局長に対し、本件公売公告についての異議申立てをしたが、東京国税局長は、平成２５年３月１５日付けで、上記の異議申立てを棄却する旨の決定をした（甲２）。

（４） 原告は、国税不服審判所長に対し、前記（３）の決定を不服として、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成２６年４月３日付けで、上記の審査請求を棄却する旨の裁決（本件裁決）をした（甲３）。

（５） 東京国税局長は、平成２６年５月１４日付けで、本件公売公告における売却決定の日時及び買受代金の納付期限をそれぞれ変更する旨の公売公告（本件変更公売公告）をした（乙２）。

（６） 東京国税局長は、平成２６年５月２６日付けで、買受人であるＡに対して本件各不動産の売却決定（本件売却決定）を行い、Ａは、本件各不動産の買受代金を納付した（乙３、４の１・２）。

（７） 原告は、平成２６年１０月２日、本件訴えのうち、本件公売公告及び本件裁決の取消しを求める部分を提起した。

（８） 原告は、平成２７年２月１２日、本件訴えに本件変更公売公告及び本件売却決定の取消しを求める旨の請求を追加して請求の変更をした。

3 原告の主張の要点

（１） 本件訴えの適法性

ア 本件訴えのうち、本件公売公告及び本件裁決の取消しを求める部分に

についての訴えの利益

- (ア) 公売公告の取消しは、①そもそも裁決の後の出訴期間中は、被告が公売の手続の強行に及んでも、その期間中に訴訟提起され、裁決が取り消され、その対象事項の決定が取り消されれば、当然にその間に被告によりなされていた公売の手続は無効ないし取消しとなると解するか、又は、②公売公告が取り消されることにより、以後の連続した公売の手続の進行もいずれも取消しになると解するか、のいずれかであると考えられる。

したがって、本件訴えについて訴えの利益は厳然として存在するものである。

- (イ) なお、公売公告の取消しが以後の公売の手続が無効ないし取消しとなる効力を有するかについて、仮に疑義があるとするならば、本件裁決以後、本件訴えの提起までになされた公売の手続の進行に関する全ての決定は、本件訴えの提起によって、「これらの取消しを包含する提訴」であると解するべきである。

イ 本件訴えのうち、本件変更公売公告及び本件売却決定の取消しを求める部分についての不服申立ての前置及び出訴期間

- (ア) ある国税局長の処分に対して異議申立ての手続を開始した場合、この一連の手続の流れが「確定」した場合には、この内容に従って、徴税の手続が更に進められ、あるいは同処分が取り消されることになるが、この手続の結論が確定する以前の過程において、この手続の是非の判断の前提となる事実関係は何ら変更なしの状態であるにもかかわらず、本件は、この審査対象の処分を変更し改めて公告をする国税局長の処分により、強引に徴税の手続を進行させたものであって、原告は、これに対し、この新たな処分のいきなりの取消訴訟の提起ができないのであれば、再び、異議申立て、審査請求及び

訴えの提起を繰り返さなければならなくなるが、全く前提となる事実関係が変わらないものを係争中の手続の結論が確定しないうちにこれを潜脱して全く同様の前提事実において全く同様の徴税の手続を進めるのであって、いわゆる審査請求前置主義を逆手にとって悪用するもので、結局違法行為に該当すると思料される。

- (イ) 出訴期間は、国税不服審判所長の裁決を受けた審査請求人にとっては、「保障された権利の期間」と解される。したがって、この権利を事実上消滅させるかのような、前記（ア）に述べた国税局長による一連の進行中の手続の未確定中に対象も内容も変わらず、年月日のみを変更するかのような「変更処分」により本件の徴税の手続を進行せしめた国税局長の手続は、原告に対する出訴期間の保障を妨害、破壊する行為であって、断じて認められるべきものではない。

(2) 本件各処分等の違法性

本件各処分等にはいずれも違法があり、これらは取り消されるべきである。

4 被告の主張の要点

(1) 本件訴えのうち、本件公売公告の取消しを求める部分について

本件各不動産については、平成26年5月26日付けで本件売却決定がされ、その後、買受人が買受代金を納付して所有権を取得し、その旨の登記もされている。そうすると、本件各不動産に係る一連の公売の手続は既に完了し、本件公売公告は、本件各不動産の売却という目的を達成して、もはやその効力を失っていることは明らかであって、本件公売公告がされたことを理由として原告に法律上の不利益が生ずるおそれ等も存在しない。

したがって、本件訴えのうち、本件公売公告の取消しを求める部分は、本件各不動産の売却により本件公売公告がその効力を失ったことから、訴えの利益を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

(2) 本件訴えのうち、本件裁決の取消しを求める部分について

本件訴えのうち、原処分である本件公売公告の取消しを求める部分が、前記(1)のとおり訴えの利益がないとの理由により却下されるべきであるから、本件裁決の取消しを求める部分も、訴えの利益を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴えの適法性について

(1) 本件訴えのうち、本件売却決定の取消しを求める部分(前記第1の4)について

ア 行政事件訴訟法8条1項ただし書は、法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ当該処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、審査請求に対する裁決を経ないで直ちに当該処分の取消しの訴えを提起することができない旨を定めるところ、通則法115条1項は、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、原則として、異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができない旨を定める。したがって、国税局長がした処分については、原則として、異議申立てについての決定(同法75条1項2号イ)を経た上で更に審査請求についての裁決(同条3項)を経るか、審査請求についての裁決(同条1項2号ロ)を経た後でなければ、その取消しの訴えを提起することはできない。

イ しかるに、一件記録によっても、原告が、本件売却決定について異議申立てや審査請求をした事実を認めることはできず、また、異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ずに本件売却決定の取消しを求める訴えを提起することができるものとして通則法115条1項ただし書が規定する事由があると認めることもできない。

したがって、本件訴えのうち、本件売却決定の取消しを求める部分は、不服申立ての前置を欠くものであって、不適法なものといわざるを得ない。

- (2) 本件訴えのうち、本件公売公告及び本件変更公売公告の取消しを求める部分（前記第1の2及び3）について

徴収法95条1項が定める公売公告は、公売財産を換価するため、その需要を喚起して入札又は買受けの申込みを誘引する目的でされるものであるところ、本件各不動産について、平成26年5月26日に本件売却決定が行われ、同日にAが買受代金を納付して所有権を取得したことは、前提事実(6)のとおりである（同法116条1項参照）。

そうすると、本件公売公告及び本件変更公売公告は、いずれも、既にその目的を達成しており、これらに係る法的効果も既に消滅したものといわざるを得ない。また、本件において、一件記録によっても、原告に関し、なお本件公売公告又は本件変更公売公告の取消しによって回復すべき法律上の利益が存すると解すべき事情は見当たらない。

したがって、本件訴えのうち、本件公売公告及び本件変更公売公告の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く不適法なものというべきである。

- (3) 本件訴えのうち、本件裁決の取消しを求める部分（前記第1の1）について

本件裁決に係る審査請求の手續は、本件公売公告の是正を目的とするものであるから、本件公売公告の取消しを求める訴えの利益が認められない以上、本件裁決の取消しを求める訴えの利益もまた、認められないものと解するのが相当である。

したがって、本件訴えのうち、本件裁決の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く不適法なものというべきである。

- 2 以上によれば、本件訴えは、いずれの請求に係る部分についても、不適法なものであるといわざるを得ず、その不備を補正することができないから、行政

事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 140 条を適用して、口頭弁論を経ないでこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判長裁判官 館内 比佐志

裁判官 品川 英基

裁判官 大竹 敬人